第４表　地方税の課税標準額及び税率の一覧

税目	課税標準額等	税率
道府県税　普通税　道府県民税	個人 １　均等割 （平成30年度課税見込人員62,984千人）	個人 １　均等割 標準税率 （平成26年度～平成35年度） 年額1,500円 （本則税率　年額1,000円に年額500円を加算した額）
	２　所得割 (イ) 課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額（総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除した金額） （平成30年度課税標準見込額1,311,294億円）	２　所得割 (イ) 課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額：標準税率　100分の４（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の2）
	(ロ) 申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得等、土地建物等の譲渡に係る譲渡所得、一般株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得等については、他の所得と区分した上場株式等に係る課税配当所得等の金額、課税長期譲渡所得金額、課税短期譲渡所得金額、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額又は先物取引に係る課税雑所得等の金額	(ロ)・申告分離課税を選択した上場株式等に係る課税配当所得等の金額　100分の２（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1） ・課税長期譲渡所得金額　100分の２（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1） （ただし、 長期譲渡所得が優良な住宅地の供給と公的な土地取得に資するものの譲渡に係るものである場合 2,000万円以下である場合　100分の1.6（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の0.8） 2,000万円を超える場合　32万円（指定都市の区域内に住所を有する場合には、16万円）と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の100分の２（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の１）に相当する金額との合計額 長期譲渡所得が所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡（一定の居住用財産に係る買換え（交換）の特例の適用を受けるものを除く。）に係るものである場合 6,000万円以下である場合　100分の1.6（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の0.8） 6,000万円を超える場合　96万円（指定都市の区域内に住所を有する場合には、48万円）と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の100分の２（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の１）に相当する金額との合計額 ・課税短期譲渡所得金額　100分の3.6（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1.8） （ただし、 国又は地方公共団体等に対する土地等の譲渡に係る短期譲渡所得の場合　100分の２（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の１） ・一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額　100分の２（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の１） ・上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額　100分の２（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の１） ・先物取引に係る課税雑所得等の金額　100分の２（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の１）
	(ハ) 退職所得に対しては、他の所得と区分した退職所得の金額	(ハ) 分離課税に係る退職所得の金額　100分の４
	３　利子割 一定の利子、収益の分配等（利子等）の金額 （平成30年度課税標準見込額9,709億円）	３　利子割 一定税率　100分の５
	４　配当割 一定の上場株式等の配当等（特定配当等）の金額 （平成30年度課税標準見込額32,752億円）	４　配当割 一定税率　100分の５
	５　株式等譲渡所得割 源泉徴収口座における上場株式等の譲渡の対価等に係る所得の金額（特定株式等譲渡所得金額） （平成30年度課税標準見込額33,933億円）	５　株式等譲渡所得割 一定税率　100分の５
	法人 １　均等割 （平成30年度納税義務者見込数3,163千人）	法人 １　均等割 標準税率 (イ) 資本金等の額が１千万円以下である法人　年額20,000円 (ロ) 資本金等の額が１千万円を超え１億円以下である法人　年額50,000円 (ハ) 資本金等の額が１億円を超え10億円以下である法人　年額130,000円 (ニ) 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人　年額540,000円 (ホ) 資本金等の額が50億円を超える法人　年額800,000円